

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の一部の施行に伴い、独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）について所要の規定の整理を行うものとする事。

（本則関係）

第二 この政令は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年九月一日）から施行するものとする事。

（附則関係）